

## 指定障害福祉サービス事業者に対する指定取消処分について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）に基づく指定障害福祉サービス事業者である「株式会社ＣＩ．ＰＲＯＤＵＣＥ（シーアイプロデュース）」（以下「当該事業者」という。）が運営する「就労継続支援Ｂ型事業所．ＬＡＢ（ドットラボ）」（以下「当該事業所」という。）について、不正請求の疑いにより、監査を実施しました。

その結果、当該事業所が、利用者が通所していないにもかかわらず、通所したものとして虚偽の記録を作成し、訓練等給付費（以下「給付費」という。）を不正に請求し、受領した事実等を確認しました。

このため、令和 7 年 3 月 21 日付けで、当該事業者に対し、①「指定取消」の行政処分を実施すること、②不正に請求し、受領していた給付費について、法に基づく加算金を含めた額の返還を求めることを通知し、令和 7 年 3 月 24 日に、当該事業所の指定を取り消しましたので報告します。

### 記

#### 1 対象事業所

- (1) 名 称 就労継続支援Ｂ型事業所．ＬＡＢ（ドットラボ）
- (2) 開設法人 株式会社ＣＩ．ＰＲＯＤＵＣＥ（代表取締役 松坂 恒子）
- (3) 所 在 地 左京区一乗寺清水町 13 番地ウイングス 92 3 階
- (4) 指 定 日 令和 2 年 3 月 1 日
- (5) 管 理 者
- (6) 利用定員 20 名（施設外就労を含めると 40 名）

#### 【就労継続支援Ｂ型】

一般企業などに雇用されることが困難であって雇用契約に基づく就労が困難である障害のある方に対して、就労の機会を提供するとともに、生産活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を供与する事業をいう。

#### 【施設外就労】

支援の一形態で、事業所が一定の作業を行うことについて請負契約を締結した相手方の企業等に、事業所の支援員と利用者がグループを組んで赴き、当該企業内で利用者が支援員の指導を受けながら作業を行うことをいう。

## 2 監査の実施結果

### (1) 監査に至る経過

当該事業所の利用者Aが令和5年9月から入院しているにもかかわらず、当該事業所に通所しているものとして給付費が請求されていることを区役所が把握した。

### (2) 監査の実施

区役所からの情報を受け、令和7年1月28日に、当該事業所に対し、法に基づく監査を実施し、以降、2月28日まで、立入検査や提出書類の確認、職員への聴取等の調査を実施した。

#### <主な監査等経過>

##### ア 令和7年1月28日

当該事業所に無通告の实地での監査を実施。管理者（兼サービス管理責任者）が不在であったが、職員への聴取や書類の徴取を行った。

##### イ 令和7年1月31日

当該事業所の管理者等への聴取を実施。

当該事業所から徴取した利用者に係る記録では、利用者Aが入院中であり就労していないことが記録されていたが、給付費の請求の根拠として運営法人が作成した記録では、通所したとされていることについて説明を求めた。

管理者は、令和6年1月から同年12月まで、急な欠員が生じた別の事業所のサービス管理責任者として勤務しており、当該期間については前任の管理者兼サービス管理責任者が勤務していた。利用者Aが入院していたことは知らず、当該事業所において利用者に係る記録がどのように作成されているかは分からないとの説明があった。

利用者Aが就労したとされている施設外就労先を实地で確認。施設外就労先の職員から、利用者の就労状況の詳細は分からないとの説明があった。

##### ウ 令和7年2月10日

当該事業所の管理者への聴取を実施。

管理者から、利用者Bについて、当該事業所の職員等に確認したところ、約1年間、通所していないにもかかわらず、報酬請求をしていたと自主申告があった。

利用者の利用実績に係る書類作成の手順や、給付費請求のチェック体制等については、各担当に任せきりで実態を把握していないとの申出があったため、実態を把握して説明するよう指示した。

##### エ 令和7年2月14日

当該事業所の管理者への聴取を実施。

2月10日に指示した利用者の就労実績に係る書類作成の手順や、給付費請求の手順、チェック体制等に関する実態把握及び説明について、不明と回答することが多く、不正請求の原因に係る説明はされなかった。

オ 令和7年2月20日

2回目の実地での監査を実施。職員への聴取や書類の徴取を行った。

同日、開設法人から、令和7年3月25日をもって当該事業所を廃止する旨の「廃止届出書」が郵送で提出された。

カ 令和7年2月28日

前管理者兼サービス管理責任者への聴取を実施。

自身は当該事業所が受注する業務の拡大のための営業活動等をしており、日々の業務や記録作成は当該事業所の職員に任せきりであったと発言した。

### (3) 監査で確認した事実

ア 不正請求（法第50条第1項第6号）

令和5年9月に入院した利用者Aについて、入院日以降令和6年12月まで、入院中であることを把握し、通所していないことを記録していたにもかかわらず、施設外就労においてサービスを提供したとする虚偽の記録を作成し、給付費を不正に請求し、受領した。

利用者Bについて、少なくとも記録で確認できる令和5年9月末から令和6年12月までの期間において、利用者が通所していないにもかかわらず、当該事業所に通所したものであるとして虚偽の記録を作成し、給付費を不正に請求し、受領した。

【不正請求額約580万円】

イ 虚偽報告（法第50条第1項第7号）

監査（法第48条第1項に基づく検査）において、当該事業所は、既に退職した職員が施設外就労に従事していたとする日報や実績を記載した書類を提出した。

ウ 運営基準違反（法第50条第1項第5号）

管理者は、給付費の請求に関する根拠の確認やチェック体制を確保しておらず、管理者の責務である、事業所の従業者及び業務の管理その他の一元的な管理、事業所の従業者に運営に関する基準を遵守させるための必要な指揮命令を行っていなかった。

## 3 行政処分の実施

### (1) 処分内容

指定取消（令和7年3月24日効力発生）

### (2) 処分理由

給付費に係る不正請求、虚偽報告及び運営基準違反  
（法第50条第1項第5号、第6号及び第7号に該当）

### (3) 経済上の措置

法第8条第2項に基づき、本市に不正に請求していた給付費について返還を求めるとともに、不正請求額に100分の40を乗じて得た加算額を請求する。

|         |              |
|---------|--------------|
| 請求額     | 8, 205, 579円 |
| (不正請求額) | 5, 861, 128円 |
| (加算額)   | 2, 344, 451円 |

## 4 利用者への対応

本市が状況把握を行うもとで、当該事業者において、利用者に対し他事業所のあつせん等がされ、利用者の引継ぎ等は完了している。

## 5 今後の取組

今回の事案を受け、このような不正請求を防ぐ取組として、事業所への注意喚起等の取組を進めていく。

- (1) 障害福祉サービスの全事業所に対して、処分内容について周知するとともに、給付費の請求根拠の確認や正確な請求を行うためのチェック体制を確保するよう注意喚起した。
- (2) 毎年度実施している事業者に対する集団指導において、今回の事案と行政処分の内容等を全事業者に周知し、不正請求には厳正に対処する旨の注意喚起を図る。
- (3) 障害福祉サービス事業所に赴いて定期的に行っている運営指導について、就労継続支援B型事業所を重点的に実施する。